

「三段組版 土地改良法令集 平成31年版」

正 誤 表

「三段組版 土地改良法令集 平成31年版」の記載内容の一部に誤りがありました。お詫び申し上げますとともに、下表のとおり訂正させていただきます。

(令和元年9月5日追加)

頁等	正	誤
P109 下段 省令第47条第 1項 4行目	…施設は、次に掲げる施設とする。	…施設は、次に掲げる施設 <u>以外の施設</u> とする。
(今回追加分) P280 下段 省令第68条の4 の15 1行目	…施設は、次に掲げる施設とする。	…施設は、次に掲げる施設 <u>以外の施設</u> とする。
P403 上段 法律附則第8項 の[参照] 本文 18行目	…は、令附則 <u>第八条</u> の規定をいう。	…は、令附則 <u>第十項から第十六項</u> までの規定をいう。
P410～411中段 政令附則第8条 本文7行目～次 頁4行目	<p>4 前項の期間は、日本電信電話株式…</p> <p>5 国の貸付金の償還は、…</p> <p>6 国は、国の財政状況…</p> <p>7 法附則第八項の政令…</p>	<p>前項の期間は、日本電信電話株式…</p> <p>4 国の貸付金の償還は、…</p> <p>5 国は、国の財政状況…</p> <p>6 法附則第八項の政令…</p>

お問合せ：全国水土里ネット（全国土地改良事業団体連合会）
事業部（03-3234-5592）